

第二長上苑入所 利用者負担額（1割負担 概算）

月額(利用者負担 第4段階の場合)									※ 30日で試算	1日あたり
	介護保険			居住費 2310円/日	食費 1,670円/日	おやつ 70円/日	日用品費 200円/日	月額合計		日額合計
	基本	加算	計							
要介護1	20,381	7,070	27,451	69,300	50,100	2,100	6,000	154,951		5,165
要介護2	22,511	7,338	29,849	69,300	50,100	2,100	6,000	157,349		5,245
要介護3	24,792	7,626	32,418	69,300	50,100	2,100	6,000	159,918	⇒	5,331
要介護4	26,952	7,898	34,850	69,300	50,100	2,100	6,000	162,350		5,412
要介護5	29,051	8,162	37,214	69,300	50,100	2,100	6,000	164,714		5,490

加算項目：精神科医師、看護体制Ⅰ・Ⅱ、夜勤職員配置、科学的介護推進体制加算Ⅱ、個別機能訓練Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
 日常生活継続支援／サービス提供体制強化 ※ 表示金額は日常生活継続支援加算時、経口維持加算
 口腔衛生管理加算Ⅱ、褥瘡マネジメント加算Ⅰ、安全対策体制加算（入所時）、経口維持加算
 高齢者施設感染向上加算Ⅱ、生産性向上推進体制加算Ⅱ、協力医療関連連携加算
 処遇改善(8.3%)、特定処遇改善(2.7%)、介護職員等ベースアップ等支援加算(1.6%)

※以下の利用料負担軽減措置があります。

○特定入所者介護サービス費による軽減

市民税非課税世帯で、利用者負担の階層が、負担第1段階～第3段階と認定された方は低額利用料が適用されます。 ※ 詳しくは各区長寿保健課へお問い合わせ下さい。

○社会福祉法人軽減制度による軽減

市民税非課税世帯で、次の要件の全てを満たす方で浜松市が生計困難な者と認定された方は利用料金が25%減額されます。

- (ア) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員1人増える毎に50万円を加算した額以下であること
- (イ) 預貯金等が単身世帯で350万円、世帯員が1人増える毎に100万円を加算した額以下であること
- (ウ) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- (エ) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- (オ) 介護保険料を滞納していないこと

※ 詳しくは各区長寿保健課へお問い合わせ下さい。